

平成27年度山口県高校生留学支援事業（長期派遣）募集要項（第2期）

1 趣 旨

県内の公立の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在籍する生徒の留学に必要な経費の一部を補助することにより、留学を志す生徒の夢の実現を図り、これからの国際化の核となる人材を育成し、留学支援体制の充実と国際理解教育の推進を図る。

2 事業の内容

地方公共団体や高校生の留学・交流を扱う民間団体等が主催する海外派遣プログラムへの参加、又は個人で海外留学し、原則1年間、外国の正規の後期中等教育機関に通う生徒を対象として、高校生留学支援事業補助金（長期派遣）（以下「長期派遣支援金」という。）を給付する。

3 対象となる生徒の範囲

県内の高等学校等において、留学期間中、当該学校に在籍している生徒

4 対象者数

1人

5 長期派遣支援金の額

長期派遣支援金の額は、1人30万円とし、留学費用が30万円を下回る場合は、実績額とする。

6 対象となる留学費用の範囲

留学費用の範囲は次に掲げるものとする。

- (1) 国際航空運賃（1往復分）
- (2) 外国の正規の後期中等教育機関に納付する授業料等
- (3) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用
- (4) 査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用
- (5) 海外傷害保険料
- (6) その他、山口県において必要と認める費用

民間団体等が主催する海外派遣プログラムについては、当該プログラム参加費に上記費用が含まれている場合は、その参加費も留学費用に含むものとする。ただし、海外派遣プログラムの参加者となるための選考費用（受験料等）など、留学が決定する前に生じる費用は対象外とする。

7 応募資格

次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 応募時及び留学期間中、山口県内の高等学校等に在籍していること。
- (2) 在籍校の校長の推薦を受けていること。
- (3) 留学期間が、原則として1年間程度であること。
- (4) 平成27年4月1日から平成29年3月31日までに出国すること。
- (5) 学業成績が優秀であること。

原則として、前年度の、①全体の評定平均値が4.0以上、かつ、②外国語1科目及び得意分野1科目(任意)の計2科目の評定平均値が4.5以上であること。

- (6) 我が国の代表として留学に対する明確な目的意識を有するとともに、帰国後は当該経験を生かし国際社会で活躍しようとする高い志を有していること。

8 応募方法

長期派遣支援金の受給希望者は、在籍校の校長を経由して次の(1)から(7)までの関係書類を高校教育課に提出する。

- (1) 平成27年度長期派遣支援金受給者出願調書(別紙様式1)
- (2) 平成27年度長期派遣支援金受給者推薦書(別紙様式2)(推薦者により厳封されたものであること。)
- (3) 作文(テーマを「留学するに当たっての抱負」とする。使用言語は日本語とし、A4判横書き800字程度でパソコン・ワープロの使用を可とする。)
- (4) 前年度学年末の全教科の成績証明書等(作成者により厳封されたものであること。)
ただし、第1学年の場合は中学校第3学年時の成績を証明するもの
- (5) 留学先となる後期中等教育機関への入学が許可されていることを証明する書類の写し
- (6) 留学に必要な経費がわかる書類の写し(見積書等)
- (7) 外国語能力を証明する書類の写し(該当者のみ)

※ (5)、(6)については、応募時に提出することができない場合、後日、学校を通じて提出すること。

9 応募期間

平成27年10月1日(木)から平成27年10月30日(金)まで

対象者：平成27年度及び平成28年度出国の留学希望者

10 選考及び決定

長期派遣支援金の受給者は、山口県教育庁内に設置する選考委員会において、次の(1)から(5)までを総合的に勘案し選考するものとする。

選考委員会は、受給者を決定後、在籍校の校長を経由して受給該当者に通知を行う。

- (1) 留学の目的が明確であり、十分な意欲を有していること。
- (2) 自主的かつ積極的な学習姿勢を有していること。
- (3) 学業成績が優秀であり、特に外国語の成績が優秀であること。
- (4) 協調性・柔軟性をもち、集団に適応できること。
- (5) 部活動、生徒会活動又はボランティア活動に参加するなど、使命感・責任感をもって行動ができること。

11 長期派遣支援金の請求等

長期派遣支援金の給付の決定を受けた者は、在籍校の校長を経由して請求等に必要となる関係書類を高校教育課に提出する（詳細については別途指示する）。

12 長期派遣支援金給付の取消し及び返還

長期派遣支援金の受給者が次のいずれかに該当する場合、長期派遣支援金の給付決定を取り消し、長期派遣支援金の全部又は一部の返還を求めることがある。

- (1) 応募時の応募資格を喪失したとき
- (2) 応募書類等の記載事項に虚偽があったとき
- (3) 長期派遣支援金の受給者としてふさわしくない行為があったとき
- (4) 提出すべき書類や提出期限等に関して県の指示に従わなかったとき

13 長期派遣支援金の受給者の義務

- (1) 長期派遣支援金の受給者は、本事業の趣旨を踏まえ、留学の成果が最大限収められるよう努めなければならない。
- (2) 長期派遣支援金の受給者は、帰国後、高等学校等が実施する関連行事等に可能な限り協力しなければならない。